

少年

第474号(1) 令和7年9月(長月)発行



山 梨 県 警 察 本 部
生活安全部 人身安全・少年課
甲府市丸の内1-6-1
055-221-0110 内線 3082
少 年 対 策 官 島 口 浩 二

～視点～

「三日月の 野原の露に やどるこそ 秋の光の はじめなりけれ」
(藤原俊成)



記録的な暑さが続いた夏も終わり、学校は新学期が始まった。これからの時期は、秋から冬にかけてさまざまな行事が行われ、人間関係がより深まり、子どもたちが心身ともに成長していく大切な時期である。そのような子どもたちの、健全な成長を支える存在であるために、身近にいる大人は特に、現代の子どもたちを取り巻く環境、特にソーシャルメディアの影響について適切な理解を持つことが求められている。Instagram や LINE といった SNS、メッセージアプリ等のソーシャルメディアが生活に深く浸透している今、その利点やリスクに対する適切な視点を持ち、子どもたちの立場や状況に寄り添ったかかわりが必要なのである。

確かに、デジタル社会のリスクについての知識が不十分であることから、トラブルに巻き込まれることがある。そのようなトラブルを防ぐためには、事実を正しく伝えたり、リスクについて注意を促したりすることは必要である。しかし、そうした対応のみにとどまってしまうと、ただ不安を煽るだけに終わってしまう可能性がある。むしろ大切なのは、子どもたちが困難や葛藤に直面したとき、自分の力で適切に行動できる力を育むことであり、そのためには、子どもたちが抱えている複雑な現実を、正しい視点で捉える必要があるのだ。

たとえば、「スマホ依存」や「スマホ中毒」といった言葉で一括りにされがちだが、実際には「友人・仲間」であるために、夜中や早朝であっても即座に返信を求められるなど、強いプレッシャーの中でスマートフォンを使っている子どもも多いのだ。返信が遅いだけで悪口を言われ、関係が悪化するなど、人間関係が非常に繊細であることも事実である。そうした現実に気づかずに、単に「スマホを使いすぎている」と責めるのでは、大人は子どもたちにとって本当に頼れる存在にはなれないであろう。

また、オンラインゲームについても、時間の浪費や暴力性を懸念する声がある一方で、人との交流を深めることや、心を落ち着ける手段としての役割を果たしている側面もある。メンタルヘルスへの影響も一様ではなく、SNS 上で自分と他人を比較して落ち込む人がいる一方で、多様な人とのつながりを通じて励まされたり安心感を得たりする人もいるのである。

このように、子どもたちが生きているデジタル社会の現実には多様であり、一人ひとりの性格や置かれている環境によって大きく異なる。大人が自らの経験だけで判断せず、子どもたち一人ひとりがどのような困難を抱えているのかを丁寧に見つめることが、支えとなる第一歩である。子どもたちが自らをコントロールしながら、健やかにデジタル社会と関わっていけるよう、子どもたちの視点でその抱えている複雑さに目を向け、寄り添っていくことが重要なのである。

皆既月食

日本ではおよそ 3 年ぶりとなる皆既月食が起こった。天体観測を趣味にしているわけでも、天文学や宇宙に特別な興味があるわけでもないが、流星群や日食・月食といった天文現象、あるいは満月の夜などには、空を見上げてみたくなる。

月が欠け始めてからおおよそ 1 時間後、すべてが消えたと思ったそのとき、赤銅色に染まった幻想的な姿へと変貌した月が、ゆっくりと夜空に浮かび上がってきた。まるで模型のような、妙に立体感のある球体が宙に浮いていて、手を伸ばせばつかむことができそうな気さえた。

月食は、太陽と月の間に地球が入り、太陽・地球・月の順に一直線に並ぶことで起こる天体現象である。月が地球の影に入り込むことで、その姿が欠けて見え、やがて完全に影に覆われると、わずかに届く太陽光の影響で赤銅色に輝くのだという。

赤銅色に染まった満月を見上げながら、太陽・地球・月が一直線に並ぶ宇宙の構図を想像してみる。身につけた知識と目の前の光景が結びついたとき、目には見えていない宇宙の広がりを感じられた。ささやかながらも、心をそっと揺さぶられるような、そんなひとときであった。

秋の全国交通安全運動 9月21日～9月30日

この運動は、広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、国民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的として、毎年、春と秋の2回実施されています。

● 秋の全国交通安全運動 重点

- ・歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進
- ・ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進
- ・自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進
- ・高齢運転者の交通事故防止（本県重点）

特に9月30日（火）を『交通事故死ゼロを目指す日』とし、一人ひとりが交通安全について考え、「交通事故のない社会は自らが成し遂げるもの」である認識を、社会全体に広めることを目指しています。

～守ろう！自転車安全利用五則～

自転車安全利用五則（令和4年11月改正）

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
 - ・道路交通法上、自転車は「車両」の一種ですので、歩道と車道の区別があるところでは車道を通行するのが原則です。また、車道では原則として左側を通行しなければなりません。
- 2 交差点では信号と一時停止を守って安全確認行
 - ・信号機のある交差点等では、信号機の指示に従わなければなりません。信号機のない交差点等では、一時停止すべきことを示す標識等がある場合は一時停止しなければなりません。
- 3 夜間はライトを点灯
 - ・夜間、自転車で道路を走るときは、ライトと尾灯（又は反射器）をつけなければなりません。
- 4 飲酒運転は禁止
 - ・自転車は「車両」です。自動車の場合と同様に、お酒を飲んだときは、自転車を運転してはいけません。道路交通法違反が適用されます。
※罰則 5年以下の懲役または100万円以下の罰金（酒に酔った状態で運転した場合）
- 5 ヘルメットを着用
 - ・自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければなりません。
 - ・保護者は、子どもが自転車を運転するときは、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければなりません。

令和8年4月1日から、自転車が交通反則通告制度の対象となります。

一時不停止や信号無視、スマホ使用による「ながら運転」等は、交通反則通告制度の対象となります。自動車と同じように、交通反則切符（いわゆる青切符）が適用され、反則金を納めなくてはなりません。

交通反則通告制度を簡単に説明すると・・・
運転者がした一定の交通違反について、一定期間内に反則金を納めると、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けずに事件は終結するという制度です。
※現在の本制度の対象は、自動車と原動機付自転車（特定小型原動機付自転車を含む）ですが、
令和8年4月から自転車（16歳以上）も対象となります。